

あいぎん当座キャッシュカード規定

2025 年 1 月 1 日現在

1. カードの利用

当座勘定について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該当座勘定について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金入金業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して当座勘定に預入れ（当座貸越金を返済する場合を含みます。以下同じです。）をする場合
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して当座勘定から払戻し（当座貸越金を借り入れる場合を含みます。以下同じです。）をする場合
- (3) 当行および出金提携先のうち当行が支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合（振込の依頼は、振込機が案内表示する金融機関およびその本支店に限ります。）
- (4) その他当行所定の取引をする場合

2. 預金機による預金の預入れ

- (1) 預金機を使用して当座勘定に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行または入金提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1 回あたりの預入れは、当行または入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. 支払機による預金の払戻し

- (1) 支払機を使用して当座勘定から払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、当座勘定規定にかかわらず当座小切手の振出しを不要とします。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または出金提携先所定の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、当行または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりおよび1 か月あたりの払戻しは、当行所定の金額または当行の定める範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 5 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
- (4) 同一日に支払機による当座勘定からの払戻し、および振込機による振込と数通の小切手、手形等の支払をする場合に、その合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。この場合、当行がこれらの手続を完了するまで支払機による当座勘定からの払戻しおよび振込機による振込はできません。

4. 振込機による振込

- (1) 振込機を使用して振込資金を当座勘定からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座勘定からの払戻しについては、当座勘定規定にかかわらず当座小切手の振出しを不要とします。
- (2) 1 回あたりの振込は、当行またはカード振込提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1 日あたりおよび1 か月あたりの振込は、当行所定の金額または当行の定める範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。
- (3) 振込機による振込を依頼する場合に、振込金額と第 5 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。

5. 自動機利用手数料等

- (1) 預金機、支払機または振込機を使用して当座勘定の預入れ、払戻しをする場合には、当行および入金提携先・出金提携先・カード振込提携先所定の預金機・支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、当座勘定の預入れ、払戻し時に、当座勘定規定にかかわらず当座小切手の振出しなしで当座勘定から自動的に引落します。
なお、入金提携先、出金提携先の自動機利用手数料は、当行から入金提携先、出金提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の当座勘定からの払戻し時に、当座勘定規定にかかわらず当座小切手の振出しなしで当座勘定から自動的に引落します。
なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

6. 代理人による当座勘定の預入れ・払戻しおよび振込

- (1) 代理人（日常の経理事務の権限を委任している方1名に限ります）による当座勘定の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、代表者から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7. 預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により当行の預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより当座勘定に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより当座勘定の払戻しをすることができます。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額等を記入のうえ、カードとともに提出してください。この場合、当座勘定規定にかかわらず当座小切手の振出しを不要とします。
- (4) 停電、故障等により当行の振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

8. カード・暗証の管理等

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ当座勘定の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる当座勘定の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

9. 偽造カードによる払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人が個人（当行との間で当座勘定契約を締結した方が個人の場合をいいます。以下第10条まで同じです。）である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

10. 盗難カードによる払戻し等

- (1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
- ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な当座勘定の払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦も含みます。）によって行われた場合
 - C. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

1 1. カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または法人名、代表者名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から当行所定の方法により当行に届け出てください。

1 2. カードの再発行等

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

1 3. 預金機・支払機・振込機への誤入力等

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

なお、入金提携先の預金機・出金提携先の支払機・カード振込提携先の振込機を使用した場合の各提携先の責任についても同様とします。

1 4. 解約、カードの利用停止等

- (1) 当座勘定を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。
- なお、当座勘定規定により、当座勘定が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行から請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
- ① 第15条に定める規定に違反した場合
 - ② 当座勘定に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

1 5. 譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

1 6. 通知等

届出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

17. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

18. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、ATMによる定期預金取引規定、振込規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

以 上